

令和7年度 こども家庭庁行政事業レビュー 公開プロセス 説明資料

保育対策総合支援事業のうち、
アクティビティ①～④

こどもまんなか
こども家庭庁

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。
【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善 【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等

○新規資格取得と就労の促進

- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等

○離職者の再就職・職場復帰の促進

- ・保育士・保育所支援セクターの機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・養成施設に通う学生を対象に、学費5万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除。
 - ・養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R6補正予算～】
- 保育士の資格等取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士養成施設の就職促進の取組への支援
 - ・就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R7予算案～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
 - ・自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算～】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算～】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算～】
- 保育士宿舎借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※令和7年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。
- 保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援
 - ・保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実を図り働きがいが高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
 - ・保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
 - ・保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R7予算案～】
 - ・都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算案～拡充】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育の現場・職業の魅力発信

- 保育の現場・職業の魅力発信
 - ・自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
 - ・こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る。（R6.3～）



魅力発信プラットフォーム
「ハローミライの保育士」
トップページ
(こども家庭庁HP内に開設)

令和7年度予算額 464億円 + 令和6年度補正予算額 93億円 (459億円)

※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。
- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組等を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による保育の受け皿整備を推進する。
- 医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援するとともに、認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

補助金事業内容一覧

I 保育人材確保対策 294億円(276億円)

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②保育士資格等取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業
- ④保育体制強化事業
- ⑤保育士養成施設に対する就職等促進支援事業
- ⑥保育士試験追加実施支援事業
- ⑦保育補助者雇上強化事業
- ⑧保育士や保育事業者等への巡回支援事業
- ⑨保育人材等就職・交流支援事業
- ⑩保育士修学資金貸付等事業【一部補正予算】
- ⑪保育所等におけるICT化推進等事業【補正予算】
- ⑫保育ICTラボ事業【新規】【補正予算】
- ⑬保育士・保育の現場の魅力発信事業

II 小規模保育等の改修等 102億円(122億円)

- ①保育所等改修費等支援事業【一部補正予算】
- ②認可外保育施設改修費等支援事業
- ③都市部における保育所等への賃借料等支援事業

III その他事業 68億円(61億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業【一部補正予算】
- ⑥家庭支援推進保育事業
- ⑦保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨保育利用支援事業(入園予約制)
- ⑩医療的ケア児保育支援事業
- ⑪保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑫放課後居場所緊急対策事業
- ⑬小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑭新たな待機児童対策提案型事業
- ⑮待機児童対策協議会推進事業
- ⑯保育所等における2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業
- ⑰保育士等の処遇改善取得促進等事業<特別会計から移管>
- ⑱過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業【新規】【補正予算】

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数（459億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者（潜在保育士）の就職や保育所等の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育所等に勤務する保育士が保育分野で就業を継続するために必要な相談支援を行い、また保育士の負担軽減を図る観点から保育補助者・保育支援者の確保を行う「保育士・保育所支援センター」の設置及び運営に要する費用の一部を補助する。

事業の概要

- 【主な事業内容】
 - 潜在保育士に対する取組
 - ・ 再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供のほか、保育士キャリアアドバイザーを配置し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行う。
 - 人材バンク機能等の活用
 - ・ 保育所からの離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・ また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。
- 【事業実績】
 - 全国で75か所設置（内訳：都道府県46か所、指定都市・中核市29か所。令和6年10月時点）
 - 保育士・保育所支援センターに登録された方で就職につながった件数 4,597件（令和5年度）

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助割合】 国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費：基本分 2,129千円

取組に応じた加算分 3,434千円（普及啓発経費加算）、2,090千円（養成校等との連携加算）

保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円（※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

復職前研修実施経費：477千円、出張相談会等の離職した保育士等に対する再就職支援：6,372千円、

保育士登録簿を活用した就職促進：3,588千円、マッチングシステム導入費：7,000千円

保育士キャリアアドバイザー雇上費：200千円（月額）

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 幼保連携型認定こども園に配置することとなっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得等を支援することにより保育教諭及び保育士の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

- ①保育所等保育士資格取得支援事業
 - ・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ②保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園免許取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - ・幼稚園教諭又は保育士が養成校での科目履修によりその有していない免許・資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
 - ・免許・資格を取得する際における幼稚園教諭・保育士の代替に伴う雇上費を補助する。
- ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - ・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する
 - ・資格を取得する際における保育従事者の代替に伴う雇上費を補助する。

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

- 保育士試験による資格取得支援事業（受験対策学習費用補助事業）
 - ・保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験のための学習に要した費用の一部を補助することにより、保育士の増加を図る。

令和6年度までの時限措置を令和11年度末まで延長

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

➢要件： 都道府県と市区町村との連名により、以下（１）、（２）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- （１）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- （２）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- （３）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和11年度末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市 【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

1. 養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

【対 象 者】 常勤職員及び非常勤職員 【支給方法】 資格取得後に一括して支給
【補助基準額】 受講料の1/2（上限300千円）、代替職員経費：1人1日当たり 8.0千円

2. 保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

【支給対象期間】 保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用
【補助基準額】 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

事業の概要

【対 象 者】 採用された日から起算して5年以内の常勤の保育士

※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用

《見直し》

⇒ 令和6年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（採用された日から起算して6年→5年以内）を行う

⇒ 令和7年度から対象となる者について、補助基準上限額（上限額の最大値及び市区町村別の上限値）の見直しを行う

実施主体等

【実施主体】 市区町村（※）

※保育提供体制の確保のための「実施計画」採択自治体。

【補助基準額】 月額75,000円を上限として、市区町村別に一人当たりの月額（上限）の金額を設定

※補助基準上限額及び市区町村別の一人当たりの月額（上限）について見直し

※令和7年度から対象となる者について適用。

※令和6年度以前から対象となっている者については経過措置あり

※一人一回限りの適用（やむを得ない事情により離職した場合を除く）とする要件の見直し

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

※特別区及び財政力指数が1.0を超える自治体：3/8（国：3/8、事業者：1/4）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

- ①保育支援者の配置
保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。
ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 イ 給食の配膳・あとかたづけ ウ 寝具の用意・あとかたづけ
エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オ 児童の園外活動時の見守り等 カ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- ②児童の園外活動時の見守り等
保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時に於いて、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。
- ③スポット支援員の配置
既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。
※①と合わせて補助する場合は、①の職員とは別に加配することを要件とする。

実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 ①保育支援者の配置 1か所当たり 月額100千円
※ 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円
・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加
* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする
②児童の園外活動時の見守り等 1か所当たり 月額 45千円
③スポット支援員の配置 1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4又は国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園（②、③については、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園も対象

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、中高校生段階から就職時期までに渡って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取り組みを積極的に行っている養成施設に対し、就職促進及びキャリア教育等のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を図ることを目的とする。

事業の概要

保育士養成施設に対する就職促進、キャリア教育等支援のための、指定保育士養成施設が組織的に実施する以下の取組に要した費用の一部を支援する。【見直し】

- ・中高校生等に対する保育体験講座等の中高と連携した取り組みの実施
- ・学生に対する実習以外の保育現場を体験する機会の提供
- ・保育職の魅力を伝えるキャリア教育・教科目の実施
- ・保育施設と連携した大学推薦によるインターン制度 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 1 か所当たり年額1,047千円 【見直し】

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士確保策の一環として、都道府県及び指定都市において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する場合において、特区試験の実施に必要な費用の一部を支援することにより、保育士試験の円滑な実施を図る。

事業の概要

- 都道府県及び指定都市が地域限定保育士試験を実施する場合において、円滑に試験が実施されるよう、試験の実施に必要な費用の一部を支援する

- ① 特区試験の広報に関する費用
- ② 保育実技講習会に関する費用

＜参考：地域限定保育士試験＞

「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は 当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度。

実施主体等

【実施主体】

都道府県・指定都市

【補助基準額】

地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※）の実施に必要な費用

（※）保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】

国：1／2、都道府県・指定都市：1／2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）等を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。

事業の概要

【概要】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

・ 保育士資格を有しない保育補助者

保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。

※事業者は保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。

・ 保育士資格を有する保育補助者

現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。

※補助対象となるのは1年間を限度

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

(定員121人未満の施設) 保育補助者の経験年数 3年未満 1,953 千円、3年以上7年未満 2,441 千円、7年以上 3,255 千円

(定員121人以上の施設) 保育補助者の経験年数 3年未満 3,906 千円、3年以上7年未満 4,882 千円、7年以上 6,510 千円

※保育補助者を複数配置している施設における経験年数の考え方は、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定

※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引き下げとなる施設においては中間層の補助基準額を適用する経過措置あり

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者、保育所等での実習等を修了した者等

【補助割合】

国：3／4、都道府県：1／8・市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

事業の概要

- ①保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実に図り、働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
- ②保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施。
- ③放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑤公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒②のメニューにおいて、以下の見直しを実施

- ・ 保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援を補助対象とする。
- ・ 都道府県で事業を実施する場合、「保育事業者支援コンサルタント」を更にもう一人雇い上げることができるよう補助基準額を見直し。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

【補助単価】①～③ 4,064千円 (①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円)

④、⑤ 1,641千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育人材等を確保するため、新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援、さらに、保育士の技能の向上に向けた取組など、関係機関と連携の上、市町村が主体となって実施する取組に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境を整備する。

事業の概要

① 保育人材等就職支援事業

【事業内容】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

② 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

【事業内容】

保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①：1自治体当たり 11,809千円

②：保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 8,040円（代替保育士等雇上費）
実習受入費 1人当たり 10,000円 調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ①国：1／2、市区町村：1／2

②国：3／4、市区町村：1／4

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和7年度予算額 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数（令和6年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 保育士等保育人材の増加傾向の維持を目指し、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 4,581人（令和4年度実績） 【見直し】 ○ 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とすることにより、養成施設卒業者の保育所等への就職率向上を図る。＜令和6年度補正予算＞	○貸付額（上限） ア 学 費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 130人（令和4年度実績）	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,305人（令和4年度実績）	○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,447人（令和4年度実績）	○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 7人（令和4年度実績）	○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算額 28億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。**

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（8に限る）

【補助基準額】（1）(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(9) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入 1施設当たり20万円

【補助割合】（1）国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

(2) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、都道府県・市区町村：1／12、事業者：1／4

(3) (ア)国：1／2、市区町村：1／2

(イ)国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※(ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2／3、市区町村：1／3

(4) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(5) 国：1／2、都道府県：1／2

(6) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(7) 国：1／2、市区町村：1／2

(8) 国：定額

(9) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4（*）国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2（*）国：2／3、自治体：1／3

（（1）～（2）、（9）は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。）

*自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算額 1.9億円

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、別途実施する、保育ICTの導入状況に関する調査研究とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。

**②ICTに関する相談窓口・人材育成**

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たった伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。

**③ネットワーク形成・普及啓発**

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。

**実施主体等**

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体及び連携事業者等）による事業の実施を管理。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算額 464億円の内数 (459億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や保育の現場の魅力発信や保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

事業の概要

- ①保育士という職業や保育の現場の魅力発信
国の情報発信のプラットフォームを活用しながら以下の取組みを実施
(具体的な取組)
 - ・ 保育体験イベント
 - ・ 情報発信サイト
 - ・ 進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等
- ②保育士が相談しやすい体制整備
(具体的な取組)
 - 保育士の相談窓口 (SNS等も含む) の設置
 - ・ 心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
 - ・ 相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言

実施主体等

- 【実施主体】 ① 都道府県、指定都市 ② 都道府県、市町村
- 【補助基準額】 ① 1自治体あたり：8,108千円 ② 1自治体当たり：4,035千円
- 【補助割合】 ① 国：1／2、都道府県・指定都市：1／2 ② 国：1／2、都道府県・市町村：1／2

令和7年度当初予算のEBPM「保育対策総合支援事業費補助金」

課題データ

令和6年4月時点の保育の待機児童数は2,567人で、ピークの平成29年（26,081人）から7年連続で減少しているが、保育士の有効求人倍率は依然として高い水準にある。また、配置基準の改善等により、今後も保育士の確保は必要となる。
加えて、保育の現場や保育士等の仕事の魅力発信を進めることで、保育に関する誤った情報やネガティブなイメージを払拭し、保育人材の確保を図る必要がある。

事業

保育人材の確保・職業の魅力発信に関する事業

令和6年度補正予算：93億円の内数
令和7年度当初予算：464億円の内数

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、①保育士の新規資格取得支援②就業継続支援③離職者の再就職支援④保育の現場・魅力発信の4つの観点から、保育を支える保育人材の確保に必要な経費の一部を補助する。

※アウトプットの（ ）内は直近の実績値

EBPM 指標	アウトプット	保育士資格取得を目指す者を増やす事業の実施自治体数	保育士が働きやすい職場環境を確保する事業の実施自治体数	潜在保育士が保育現場で活躍できる環境を整える事業の実施自治体数	保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深める事業の実施自治体数
	短期アウトカム	保育士等保育人材の増加傾向の維持	保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持	保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加	保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加
	中期アウトカム	—			
	長期アウトカム	保育人材の不足感を感じる施設の割合の減少			

目標

こども・若者の権利保障とその視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

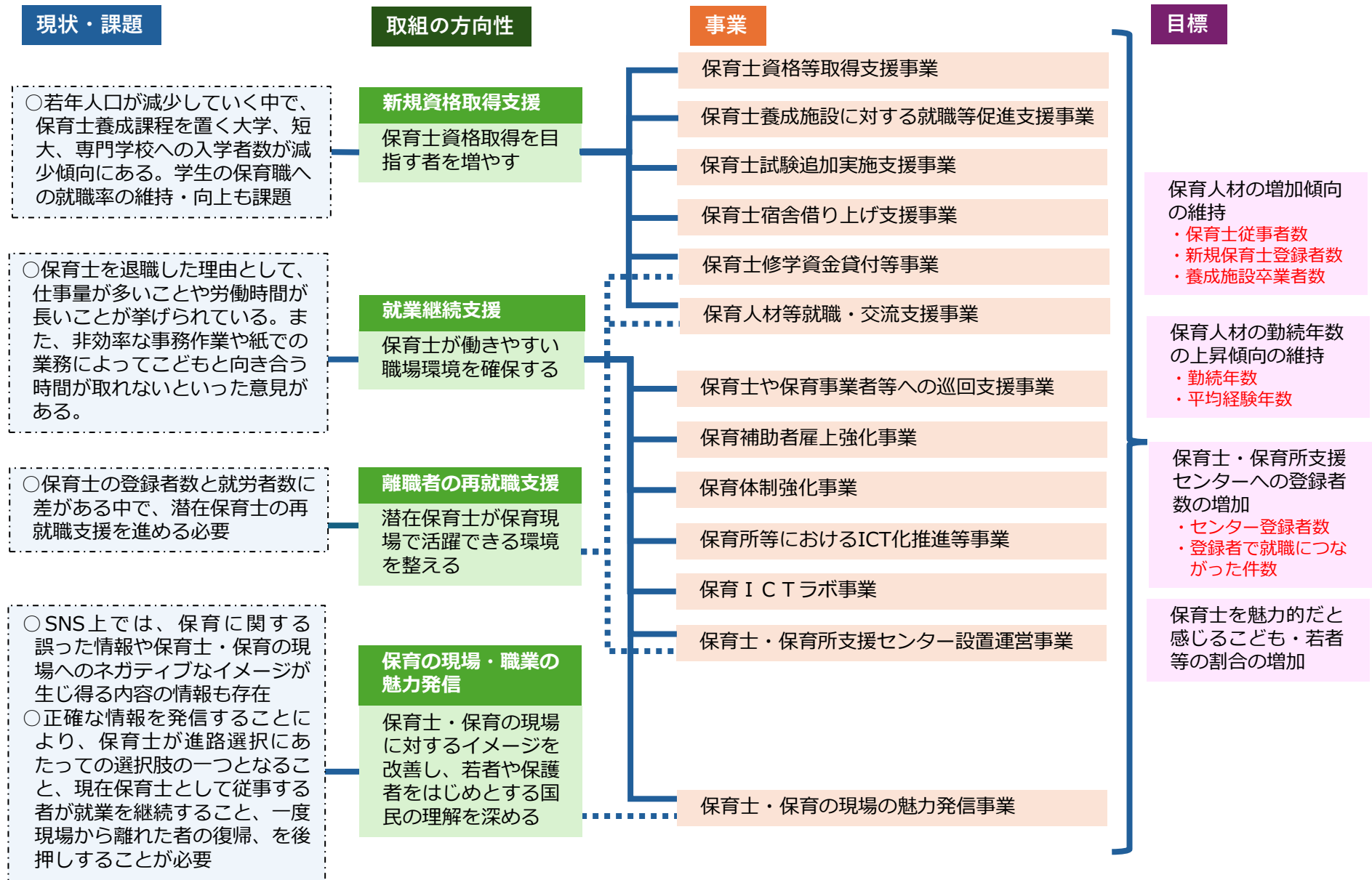
すべてのこども・若者の健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成とその実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み

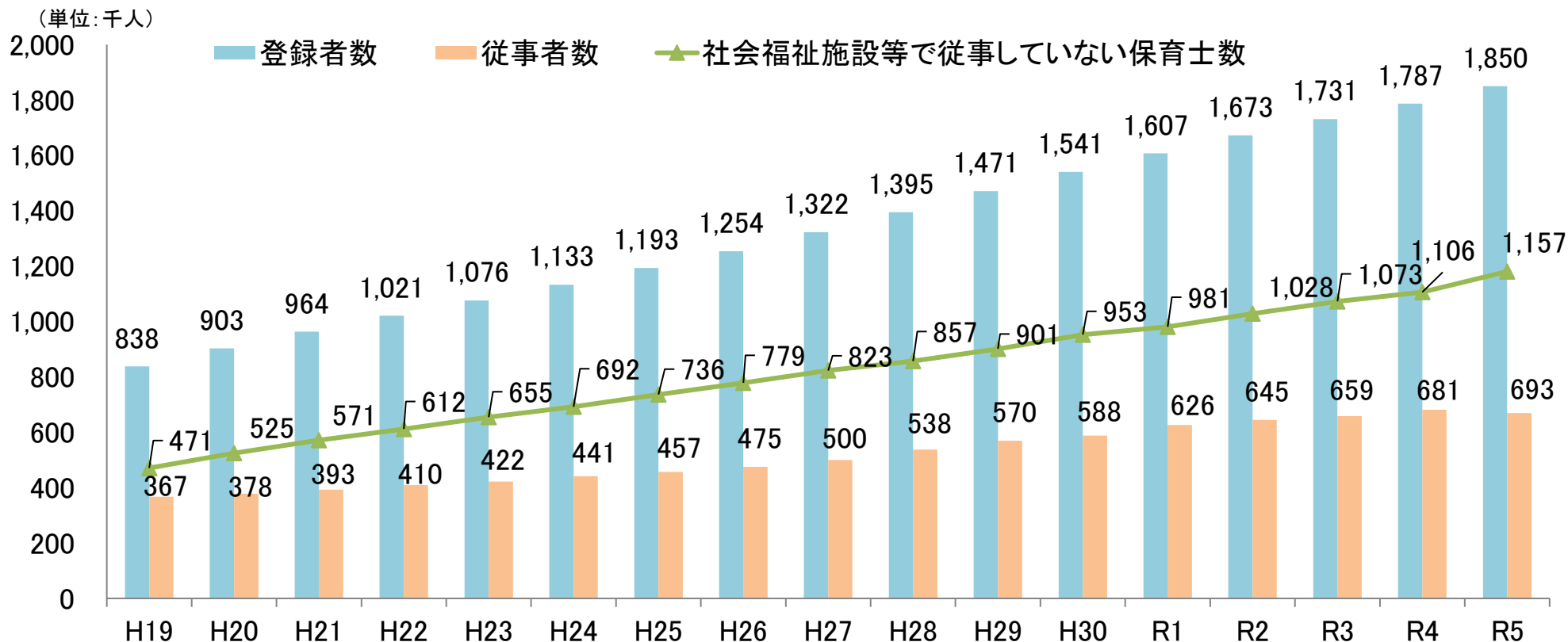
保育人材の確保のための総合的な対策

待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は3.78倍（令和7年1月）と全職種平均（1.34倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる。



保育士登録者数と従事者数の推移(平成19年～令和5年)

○ 保育士登録者数は約185万人、従事者数は約69万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は115万人程度となっている。



出典: 登録者数:こども家庭庁成育局成育基盤課調べ(各年10月1日)

従事者数:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例:保育所等の場合、平成28年の回収率:93.9%、平成29年の回収率:94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

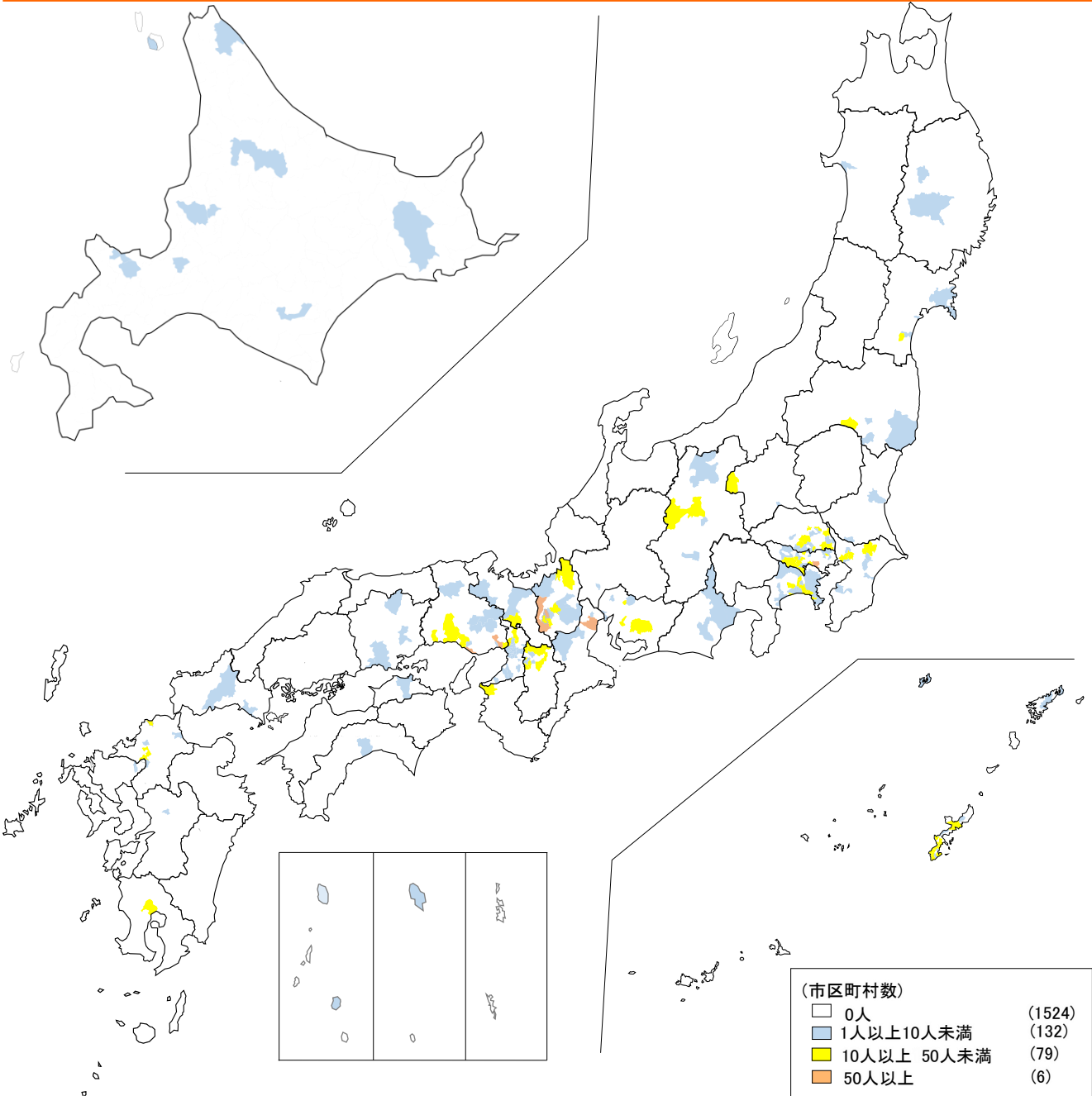
令和5年従事者数については、社会福祉施設等調査で幼保連携認定こども園の従事者数が含まれなくなったことから、こども家庭庁成育局基盤課調べにおいて幼保連携型認定こども園における従事者数を把握し、社会福祉施設等調査による数値に加えた数値。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

令和6年4月1日 全国の待機児童の状況(市区町村別)



都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(R5)	増減
			待機児童数	
	人	%	人	人
北海道	28	0.03	62	▲ 34
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	22	0.08	27	▲ 5
宮城県	18	0.04	41	▲ 23
秋田県	2	0.01	3	▲ 1
山形県	0	0.00	0	0
福島県	17	0.05	13	4
茨城県	4	0.01	5	▲ 1
栃木県	0	0.00	0	0
群馬県	12	0.03	0	12
埼玉県	241	0.17	347	▲ 106
千葉県	83	0.06	140	▲ 57
東京都	361	0.11	286	75
神奈川県	188	0.10	222	▲ 34
新潟県	0	0.00	0	0
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	0	0
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	30	0.06	9	21
岐阜県	1	0.00	0	1
静岡県	16	0.02	5	11
愛知県	57	0.04	52	5
三重県	108	0.28	103	5
滋賀県	353	0.91	169	184
京都府	14	0.03	19	▲ 5
大阪府	111	0.06	147	▲ 36
兵庫県	256	0.21	241	15
奈良県	135	0.50	84	51
和歌山県	22	0.12	39	▲ 17
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	0	0.00	0	0
岡山県	31	0.07	56	▲ 25
広島県	0	0.00	3	▲ 3
山口県	14	0.05	10	4
徳島県	0	0.00	3	▲ 3
香川県	3	0.01	12	▲ 9
愛媛県	0	0.00	9	▲ 9
高知県	5	0.03	6	▲ 1
福岡県	57	0.05	56	1
佐賀県	6	0.03	24	▲ 18
長崎県	0	0.00	0	0
熊本県	4	0.01	15	▲ 11
大分県	0	0.00	0	0
宮崎県	0	0.00	0	0
鹿児島県	12	0.03	61	▲ 49
沖縄県	356	0.58	411	▲ 55
計	2,567	0.09	2,680	▲ 113

※ 待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

都道府県別 保育所等利用状況(令和6年4月1日)

○ 全国の保育所等利用定員は3,044,678人であり、定員充足率（利用児童数／保育所等利用定員）は88.8%。

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
全国	3,044,678人	2,797,199人	2,705,058人	2,567人	88.8%
(参考)令和5年度	3,050,928人	2,804,678人	2,717,335人	2,680人	89.1%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
北海道	93,745人	86,414人	83,593人	28人	89.2%
青森県	32,107人	27,611人	27,196人	0人	84.7%
岩手県	31,069人	27,066人	26,614人	22人	85.7%
宮城県	47,130人	44,595人	43,772人	18人	92.9%
秋田県	23,754人	19,771人	19,478人	2人	82.0%
山形県	29,011人	24,558人	24,289人	0人	83.7%
福島県	38,737人	34,170人	33,587人	17人	86.7%
茨城県	66,965人	60,954人	58,976人	4人	88.1%
栃木県	45,345人	40,083人	39,353人	0人	86.8%
群馬県	50,308人	44,930人	44,347人	12人	88.2%
埼玉県	147,274人	143,485人	136,241人	241人	92.5%
千葉県	137,363人	127,887人	123,909人	83人	90.2%
東京都	339,926人	322,578人	307,446人	361人	90.4%
神奈川県	180,346人	182,503人	173,663人	188人	96.3%
新潟県	64,901人	54,451人	54,114人	0人	83.4%
富山県	32,417人	26,937人	26,559人	0人	81.9%
石川県	38,158人	31,674人	31,541人	0人	82.7%
福井県	27,849人	23,007人	22,811人	0人	81.9%
山梨県	24,234人	18,759人	18,568人	0人	76.6%
長野県	61,367人	47,210人	46,817人	30人	76.3%
岐阜県	43,998人	35,588人	35,350人	1人	80.3%
静岡県	77,213人	69,127人	66,966人	16人	86.7%
愛知県	194,564人	162,200人	158,243人	57人	81.3%
三重県	44,765人	39,066人	37,982人	108人	84.8%

令和6年4月1日の保育所等利用状況

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
滋賀県	39,537人	38,667人	36,405人	353人	92.1%
京都府	60,410人	55,789人	54,434人	14人	90.1%
大阪府	194,059人	195,518人	184,676人	111人	95.2%
兵庫県	118,548人	119,098人	112,840人	256人	95.2%
奈良県	29,103人	26,848人	25,337人	135人	87.1%
和歌山県	21,493人	18,894人	18,634人	22人	86.7%
鳥取県	19,132人	15,622人	15,521人	0人	81.1%
島根県	22,402人	20,100人	19,986人	0人	89.2%
岡山県	50,494人	47,098人	45,810人	31人	90.7%
広島県	73,958人	63,714人	62,216人	0人	84.1%
山口県	29,273人	26,829人	26,017人	14人	88.9%
徳島県	18,098人	15,446人	15,173人	0人	83.8%
香川県	26,422人	22,360人	22,019人	3人	83.3%
愛媛県	29,265人	25,091人	24,655人	0人	84.2%
高知県	23,275人	18,643人	18,588人	5人	79.9%
福岡県	130,172人	125,090人	120,456人	57人	92.5%
佐賀県	26,068人	23,493人	23,136人	6人	88.8%
長崎県	37,873人	34,673人	34,191人	0人	90.3%
熊本県	55,707人	52,173人	51,166人	4人	91.8%
大分県	28,562人	26,564人	25,539人	0人	89.4%
宮崎県	33,167人	30,521人	30,328人	0人	91.4%
鹿児島県	41,260人	39,009人	37,606人	12人	91.1%
沖縄県	63,854人	61,335人	58,910人	356人	92.3%

保育士の各都道府県別有効求人倍率(令和3年～令和7年)

	令和3年1月	令和4年1月	令和5年1月	令和6年1月	令和7年1月
全国	2.94	2.92	3.12	3.54	3.78
都道府県	令和3年1月	令和4年1月	令和5年1月	令和6年1月	令和7年1月
北海道	1.92	2.10	2.16	2.28	2.39
青森県	1.67	1.92	1.48	1.67	1.79
岩手県	1.74	2.00	1.78	1.71	2.02
宮城県	3.50	3.06	2.46	3.61	3.31
秋田県	1.66	1.46	1.64	1.82	1.88
山形県	2.23	2.16	1.85	2.01	2.67
福島県	3.14	2.79	3.48	3.20	2.79
茨城県	4.34	3.97	3.64	4.73	6.46
栃木県	4.44	5.32	6.12	7.90	8.14
群馬県	2.07	1.92	1.70	2.14	2.38
埼玉県	4.44	3.51	3.80	4.03	3.84
千葉県	3.02	2.54	2.64	2.70	2.81
東京都	3.72	3.43	3.86	4.06	4.81
神奈川県	3.03	2.00	2.60	2.99	3.51
新潟県	2.95	2.82	2.21	2.66	3.88
富山県	2.49	2.53	2.78	3.06	3.60
石川県	1.72	1.93	2.11	3.29	2.57
福井県	3.88	3.73	4.22	4.13	5.09
山梨県	2.34	2.89	2.61	3.09	3.06
長野県	2.93	1.89	2.55	2.80	2.83
岐阜県	2.67	2.71	3.21	3.98	2.73
静岡県	3.90	4.40	3.50	5.27	6.67
愛知県	2.42	2.90	2.98	4.38	4.26

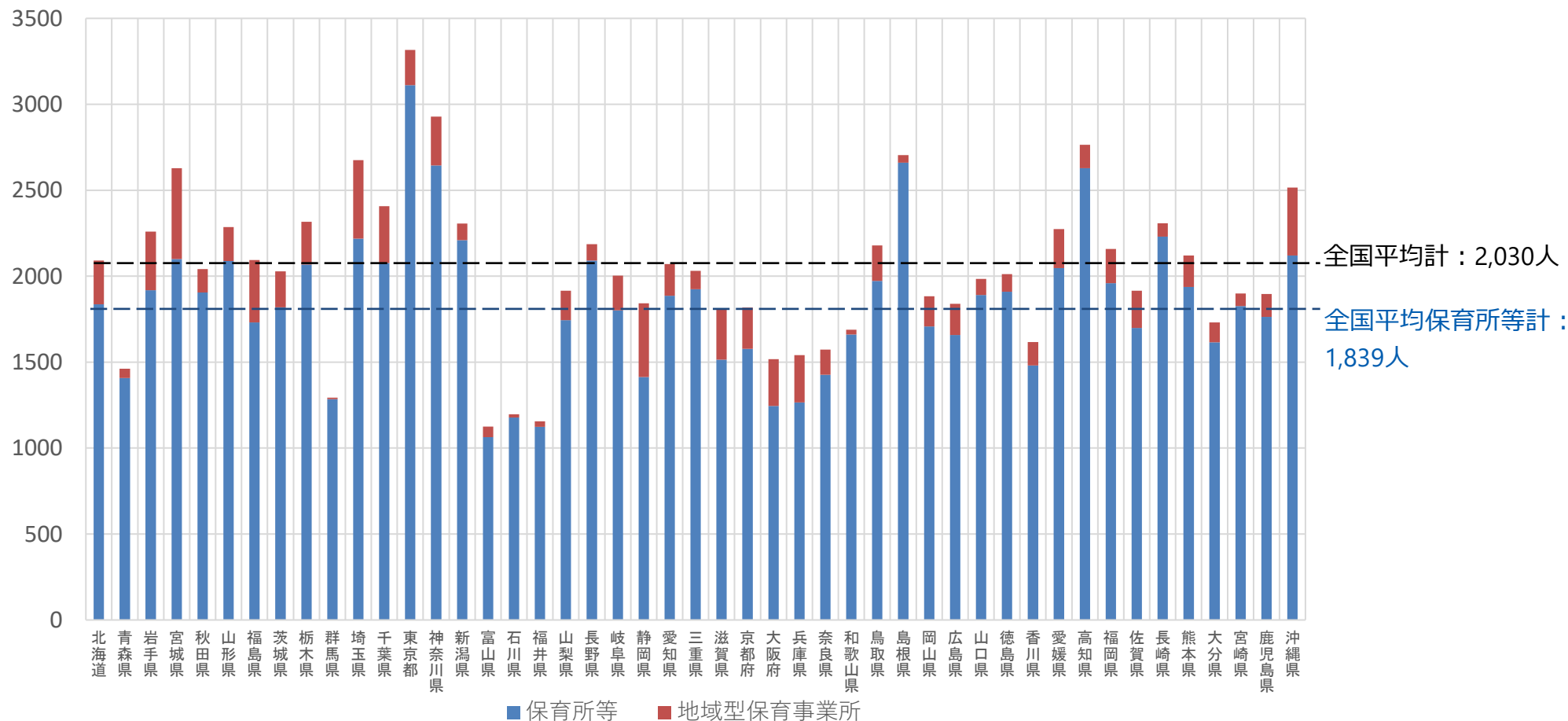
都道府県	令和3年1月	令和4年1月	令和5年1月	令和6年1月	令和7年1月
三重県	2.23	1.96	2.54	2.84	3.14
滋賀県	3.43	2.40	6.29	4.94	5.37
京都府	2.38	2.93	2.69	2.96	3.08
大阪府	4.37	3.92	4.03	4.27	4.52
兵庫県	2.63	2.53	2.91	3.33	3.34
奈良県	3.23	3.26	3.97	4.85	5.33
和歌山県	1.80	3.59	2.17	4.14	2.44
鳥取県	2.42	3.49	2.87	2.80	4.53
島根県	1.85	2.02	2.56	2.16	2.25
岡山県	4.66	4.74	5.09	5.38	6.28
広島県	3.27	3.79	4.94	6.55	6.44
山口県	1.58	1.89	2.02	1.92	2.61
徳島県	3.55	3.47	2.88	4.86	3.99
香川県	2.26	3.04	3.49	4.19	4.77
愛媛県	2.86	3.36	2.94	4.31	4.90
高知県	1.62	1.94	2.25	1.63	1.90
福岡県	2.46	2.84	3.64	3.55	3.57
佐賀県	2.02	2.33	2.36	2.93	3.78
長崎県	1.55	2.11	2.46	2.73	2.75
熊本県	1.72	2.36	2.37	2.69	2.89
大分県	2.05	2.58	2.24	2.37	3.37
宮崎県	1.91	2.64	2.10	2.43	2.53
鹿児島県	2.37	2.80	2.99	3.15	2.58
沖縄県	3.43	3.43	3.60	3.90	3.32

保育従事者の数や分布の地域差

○ 利用児童数1万人当たり保育所等・地域型保育事業所の保育従事者数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。

保育所等・地域型保育事業所全体でみると、神奈川県、東京都、埼玉県が大きく、群馬県、富山県、福井県が小さい。

※ 全体に占める地域型保育事業所の割合が高いのは、宮城県、埼玉県、静岡県、滋賀県。



(出典) 社会福祉施設等調査(令和5年10月1日現在)等より作成。

※保育所等は、保育所型認定こども園、保育所、保育所型事業所内保育事業所が含まれる。地域型保育事業所は、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所、小規模型事業所内保育事業所が含まれる。

※利用児童数は、保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の利用児童の数。

令和6年度保育対策総合支援事業費補助金の交付決定額(都道府県別)

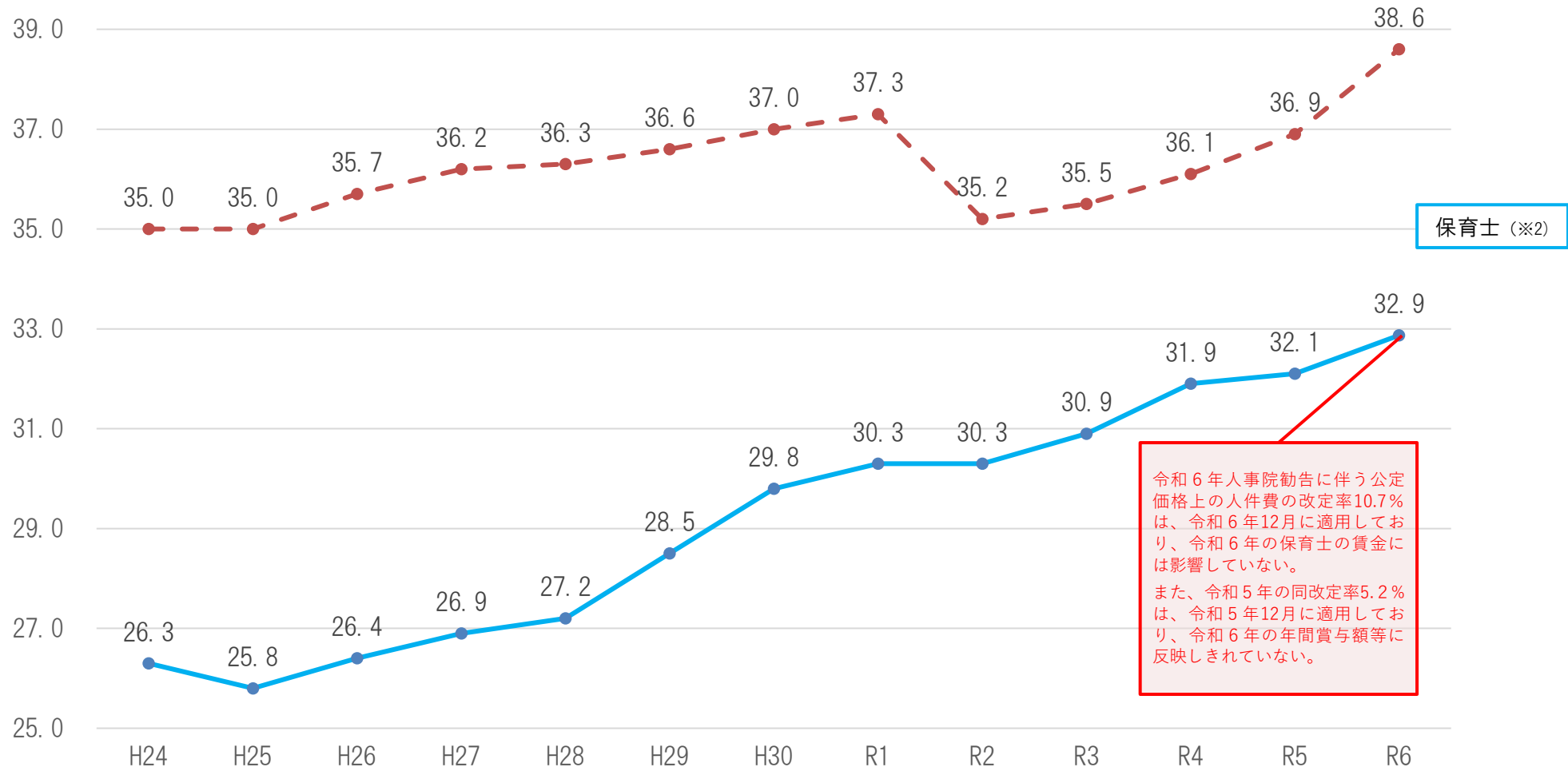
○ 交付決定額を都道府県別に見ると、補助金全体額においては、東京都(31.4%)、神奈川県(12.5%)、大阪府(10.0%)と大都市圏の割合が高い傾向にある。

都道府県名	人口割合 (%)	全事業総額 (円)	都道府県別 割合 (%)	うち、保育人材確保事業	
				合計額 (円)	都道府県別 割合 (%)
北海道	4.1%	588,929,000	1.1%	402,119,000	1.2%
青森県	1.0%	130,130,000	0.3%	76,296,000	0.2%
岩手県	1.0%	174,125,000	0.3%	137,598,000	0.4%
宮城県	1.8%	274,093,000	0.5%	208,575,000	0.6%
秋田県	0.8%	154,399,000	0.3%	128,966,000	0.4%
山形県	0.8%	227,034,000	0.4%	177,961,000	0.5%
福島県	1.5%	495,243,000	1.0%	436,569,000	1.3%
茨城県	2.3%	729,526,000	1.4%	632,456,000	1.9%
栃木県	1.5%	560,825,000	1.1%	472,200,000	1.4%
群馬県	1.5%	120,776,000	0.2%	94,798,000	0.3%
埼玉県	5.8%	1,931,688,000	3.7%	1,460,019,000	4.3%
千葉県	5.0%	3,877,629,000	7.5%	2,521,186,000	7.4%
東京都	11.1%	16,321,012,000	31.4%	8,046,495,000	23.6%
神奈川県	7.3%	6,506,176,000	12.5%	4,799,219,000	14.1%
新潟県	1.7%	275,788,000	0.5%	135,392,000	0.4%
富山県	0.8%	117,373,000	0.2%	54,692,000	0.2%
石川県	0.9%	323,447,000	0.6%	269,673,000	0.8%
福井県	0.6%	249,439,000	0.5%	200,372,000	0.6%
山梨県	0.6%	52,771,000	0.1%	40,011,000	0.1%
長野県	1.6%	129,982,000	0.2%	38,135,000	0.1%
岐阜県	1.6%	263,089,000	0.5%	176,288,000	0.5%
静岡県	2.9%	945,891,000	1.8%	771,390,000	2.3%
愛知県	6.0%	2,184,727,000	4.2%	1,199,843,000	3.5%
三重県	1.4%	231,566,000	0.4%	136,452,000	0.4%

都道府県名	人口割合 (%)	全事業総額 (円)	都道府県別 割合 (%)	うち、保育人材確保事業	
				合計額 (円)	都道府県別 割合 (%)
滋賀県	1.1%	625,742,000	1.2%	364,063,000	1.1%
京都府	2.0%	558,256,000	1.1%	320,631,000	0.9%
大阪府	7.0%	5,211,960,000	10.0%	4,016,742,000	11.8%
兵庫県	4.3%	2,003,169,000	3.9%	1,523,718,000	4.5%
奈良県	1.0%	349,684,000	0.7%	165,995,000	0.5%
和歌山県	0.7%	69,027,000	0.1%	31,970,000	0.1%
鳥取県	0.4%	81,118,000	0.2%	49,572,000	0.1%
島根県	0.5%	296,854,000	0.6%	216,842,000	0.6%
岡山県	1.5%	237,455,000	0.5%	183,281,000	0.5%
広島県	2.2%	596,464,000	1.1%	489,457,000	1.4%
山口県	1.1%	246,330,000	0.5%	203,776,000	0.6%
徳島県	0.6%	87,702,000	0.2%	46,884,000	0.1%
香川県	0.8%	90,195,000	0.2%	72,494,000	0.2%
愛媛県	1.1%	138,551,000	0.3%	110,450,000	0.3%
高知県	0.5%	201,912,000	0.4%	87,087,000	0.3%
福岡県	4.1%	1,142,788,000	2.2%	871,378,000	2.6%
佐賀県	0.6%	343,954,000	0.7%	294,537,000	0.9%
長崎県	1.0%	519,711,000	1.0%	465,437,000	1.4%
熊本県	1.4%	485,877,000	0.9%	384,818,000	1.1%
大分県	0.9%	93,671,000	0.2%	72,889,000	0.2%
宮崎県	0.8%	39,058,000	0.1%	31,326,000	0.1%
鹿児島県	1.3%	466,725,000	0.9%	357,964,000	1.0%
沖縄県	1.2%	1,262,441,000	2.4%	1,156,160,000	3.4%
合 計	100%	52,014,302,000	100%	34,134,176,000	100%

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収（万円）



資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。

（※1）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

（※2）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。

（注1）いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

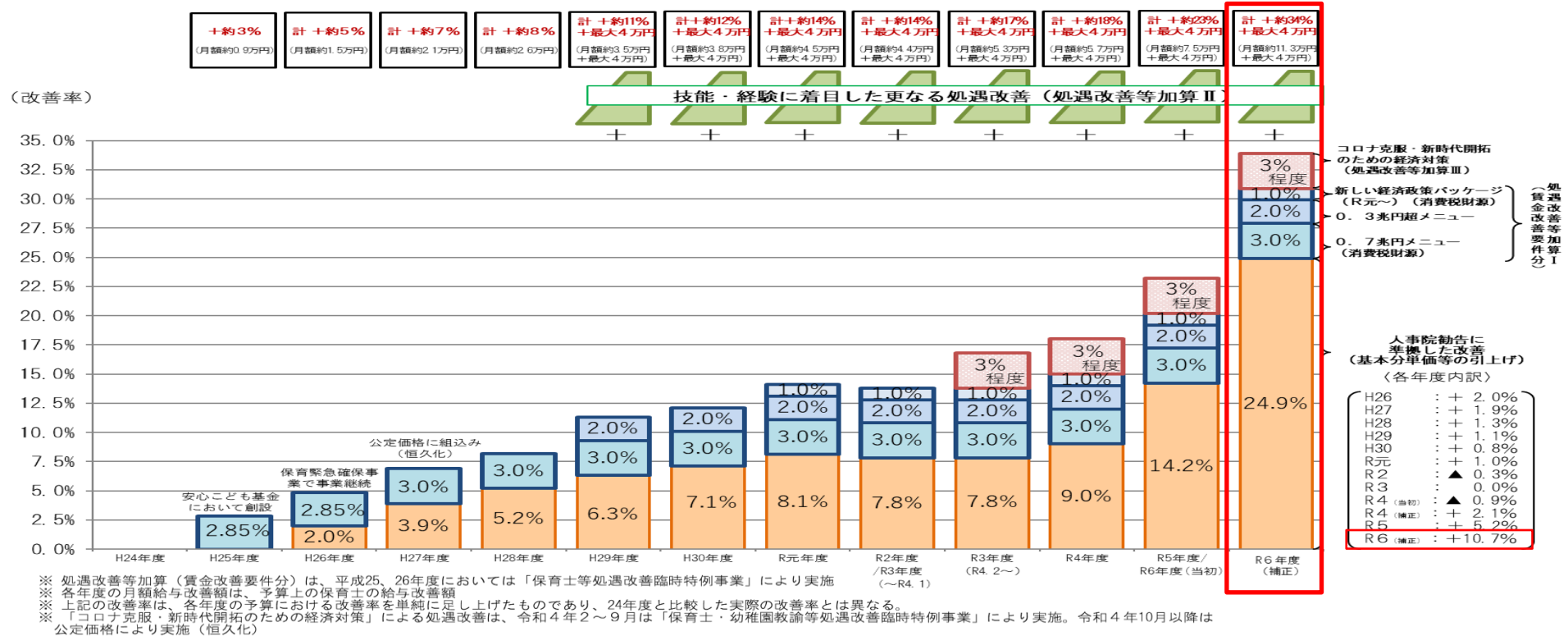
保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】



令和7年度予算等における対応

- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算においても反映【令和7年度予算1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を施行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（１）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（２）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後３年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② ３～５歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（３）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（２）②は令和8年4月1日、（３）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（３）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

保育士・保育所支援センター 実績（令和4年度、令和5年度）

	令和4年度登録件数	令和4年度就職件数	令和5年度登録件数	令和5年度就職件数
全国	17,640	4,467	19,952	4,597

都道府県名	実施団体	令和4年度		令和5年度	
		登録件数	就職件数	登録件数	就職件数
北海道	北海道	81	0	119	1
札幌市	パーソルテンブスタッフ株式会社	225	104	516	132
青森県	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	135	71	92	70
岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	84	110	106	100
宮城県	一般社団法人 宮城県保育協議会	141	80	124	77
秋田市	秋田市	41	42	34	31
山形県	社会福祉法人 山形県社会福祉協議会	73	35	83	35
福島県	社会福祉法人 福島県社会福祉協議会	184	38	312	78
郡山市	郡山市	46	34	51	41
茨城県	一般社団法人いばらき保育サポートセンター	2,449	89	364	120
栃木県 (宇都宮市)	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	382	50	289	71
群馬県	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会	0	0	261	58
前橋市	前橋市	0	0	0	1
高崎市	特定非営利活動法人 ぐんまこどもわくわくサポーターズ	-	-	75	24
埼玉県	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	554	221	499	200
千葉県	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	331	149	279	151
東京都	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	444	71	403	84
神奈川県 (横浜・川崎市・ 横須賀市・相模原市)	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	619	79	2,142	86
相模原市	パーソルテンブスタッフ 株式会社	-	-	32	30
新潟県	新潟県保育連盟	73	19	54	10
富山県	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	57	27	22	5
石川県	社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	54	41	1,524	27
福井県	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会	97	50	102	63
山梨県	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	11	6	53	14
長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会	42	22	40	39
岐阜県	岐阜県	321	132	350	124
静岡県 (静岡市)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	1,616	91	1,467	103
愛知県	社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会	271	125	422	115
名古屋市	公益社団法人 名古屋民間保育園連盟	0	1	290	47
豊橋市	豊橋市	175	112	176	105
岡崎市	岡崎市	128	85	139	92
三重県	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	11	18	162	20
滋賀県 (大津市)	一般社団法人 滋賀県保育協議会	129	152	139	132
京都府	社会福祉法人 京都府社会福祉協議会	396	82	364	98
京都市	公益社団法人 京都市保育園連盟	244	110	174	69

都道府県名	実施団体	令和4年度		令和5年度	
		登録件数	就職件数	登録件数	就職件数
大阪府	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	427	480	362	338
大阪市	一般社団法人 大阪市私立保育連盟	0	79	391	77
堺市	堺市	68	39	70	31
高槻市	高槻市	93	48	80	31
豊中市	豊中市	91	不明	不明	4
枚方市	枚方市	75	27	63	29
吹田市	吹田市	67	20	66	49
兵庫県	公益社団法人 兵庫県保育協会	721	84	721	150
神戸市	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	104	55	106	56
姫路市	姫路市	78	45	81	32
西宮市	一般社団法人 西宮市私立保育協会	143	0	111	28
尼崎市	尼崎市	114	39	129	45
明石市	明石市	219	56	193	51
奈良県	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	148	79	182	75
和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会	89	19	196	12
鳥取県	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	65	48	64	31
島根県	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	96	78	196	50
岡山県	岡山県	101	56	51	60
岡山市	岡山市	71	34	45	30
倉敷市	倉敷市	366	41	271	50
広島県	広島県	149	122	120	127
福山市	福山市	-	-	-	-
山口県	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	59	31	58	46
下関市	下関市	-	-	-	-
徳島県	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会	2,344	52	2,188	62
香川県	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会	754	58	739	50
愛媛県	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	134	51	125	43
高知県	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	52	30	45	33
福岡県	公益社団法人 福岡県保育協会	227	102	173	103
北九州市	北九州市	197	101	197	125
福岡市	福岡市	180	21	217	64
久留米市	久留米市	11	5	12	6
佐賀県	社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会	67	21	120	27
長崎県	一般社団法人 長崎県保育協会	38	19	25	14
熊本県 (熊本市)	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	0	15	0	13
大分県	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	44	2	57	3
宮崎県	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	28	9	30	8
鹿児島県	鹿児島県	8	5	384	0
鹿児島市	一般社団法人 鹿児島市保育園協会	327	82	356	80
沖縄県	NPO法人沖縄県学童・保育支援センター	471	168	469	111

※ 就職件数: 保育士・保育所支援センターに登録された方で就職につながった件数

保育所等における継続的な経営情報の見える化について

<経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめ。
- 医療・介護分野においては、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、**第211回通常国会で改正法が成立**。（医療分野：医療法・令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法・令和6年4月1日施行）

<現行制度>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者（以下、「特定教育・保育提供者」という。）に、**教育・保育情報を都道府県知事に報告**することを求めている。
 - ・運営する法人に関する事項 ・施設等に関する事項
 - ・従業者に関する事項 ・教育・保育等の内容に関する事項
 - ・利用料等に関する事項 ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等
- 同条第2項に基づき、都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**教育・保育情報を公表**することを求めている。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「**ここdeサーチ**」を整備して、**利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築**してきたところ。

<継続的な見える化の意義>

- 更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要である。
- 保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保するためには、施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要である。

<制度改正のイメージ>

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報を都道府県知事に報告**することを求める。
 - ・施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。
 - ・**毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告を求める。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
 - ・**職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）
※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
 - ・**経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）
- 2024年通常国会（第213回国会）に上記制度改正に必要な法案を提出し、成立したところ。（子ども・子育て支援法・令和7年4月1日施行）
- 「ここdeサーチ」において、施設・事業者からの報告、都道府県における確認・公表等の事務が簡便かつ効率的に実施できるよう、システム改修を実施。

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日は令和7年4月1日**。**令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象**とする。
- 経営情報等の**報告期限は事業年度終了後5月以内**。**事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告**。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。

※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討**等を支援していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

議論のポイント

I. アウトカム指標の設定は適切か。

- ・ 現在のアウトプット、短期アウトカム、長期アウトカムは各事業の効果を定量的かつロジカルに検証することが可能なものとなっているか
- ・ 保育人材の確保の観点から、保育士の処遇改善も含め、事業の定量的有効性の費用対効果分析が実施できないか

II. 事業の成果を高めるため、どのような取組が必要か。

- ・ 事業の執行状況や「保育施策の新たな方向性」、「改正児童福祉法」の内容等に基づき、Iの検討も踏まえながら事業の将来の在り方を含めた見直しや、より費用対効果が高い施策への優先化をどのように行うか。

⇒（検討の方向性）

改正児童福祉法により法定化された保育士・保育所支援センターの機能強化や、地域限定保育士の活用促進策を検討する。

また、「保育政策の新たな方向性」では、これまでの待機児童対策を中心とした取組から、人口減少に対応しながら、全国どこでも質の高い保育を受けられるための取組に政策の軸を転換する方向性を示したところ。

こうした中で、これまでの補助事業について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に補助金執行が集中している状況があるが、こうした執行状況の見直し（補助事業の要件など）を図るとともに、全国で質の高い保育を実施できるようにするための人材確保策を検討する。